

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

## 事業名 無形文化遺産保存修理事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部県民文化局 文化伝承課 伝統文化係

電話番号：058-272-1111 (内 3579)

E-mail: c11148@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,000 千円 (前年度予算額：6,000 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	6,000	0	0	0	0	0	0	0	6,000
要求額	3,000	0	0	0	0	0	0	0	3,000
決定額	3,000	0	0	0	0	0	0	0	3,000

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成28年度にユネスコ無形文化遺産に登録された無形民俗文化財(「高山祭」「古川祭」「大垣祭」)の保存・伝承を図るため、国指定文化財保存事業のうち、無形民俗文化財の用具・施設の保存修理等に対する継足し補助を、「文化財保存事業費補助金」とは別枠で補助することで、無形民俗文化財としてのあるべき姿を後世に残すことを推し進める。

### (2) 事業内容

無形文化遺産保存修理事業費補助金 3,000 千円

ユネスコ無形文化遺産となった「高山祭」「古川祭」「大垣祭」に対する国指定文化財保存事業について、当該市町村の補助する額の一部を補助

ア重要無形民俗文化財の施設の修理・防災事業

イ重要無形民俗文化財の用具の修理・新調事業

ウ重要無形民俗文化財の施設・用具の災害復旧事業

### (3) 県負担・補助率の考え方

重要無形民俗文化財に指定されている「高山祭」「古川祭」「大垣祭」が、ユネスコ無形文化財となったことにより、その文化的・学術的な重要性がより一層高まる中、高額な重要無形民俗文化財の施設・用具の保存修理等の費用に対する県の新たな補助枠の創設は不可欠である。そのため、従来の「文化財保存事業費補助金」とは別に、事業主体の公・私を問わず補助する。市町村による事業の場合、県補助額は総事業額から国庫補助額を控除した額の1/2以内の額で、市町村補助額と同額以下とする。民間所有者（保存団体）による事業の場合、県補助額は総事業額から国庫補助額と所有者負担額を控除した額の1/2以内の額で、市町村補助額と同額以下とする。

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,000	施設の修理・防災、用具の修理・新調、施設・用具の災害復旧事業
合計	3,000	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 後年度の財政負担

文化財は時とともに劣化していく宿命にあるため、保存・修理事業は絶え間なく続けなければならない。よって本事業は今後も継続していく必要がある。

## 県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	無形文化遺産保存修理事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村及び指定文化財所有者（保持団体） （理由）市や保存会が山・鉾・屋台を保存継承していくため、県の補助によって、保存継承を確立するため。
補助事業の概要	（目的）ユネスコ無形文化遺産の保存修理等の事業 （内容）国指定文化財保存事業への継足し補助
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）総事業費から国庫補助金と民間所有者による事業の場合は所有者負担額を控除した額の1/2以内の額で、市町村補助額と同額以下 （理由）適切な無形文化遺産の継承のため、国および県と市で全額補助または全額に近い額を補助することを前提としている。
補助効果	文化財所有者及び市町村の文化財保護に係る負担を軽減することにより、良好な保存と活用を実現
終期の設定	終期 R3 年度 （理由）ユネスコ無形文化遺産を保存・伝承するための山・鉾・屋台の保存修理を進めていくため。

### （事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

文化財の現状と修理の優先度の的確な把握や事業内容の精選につとめ、地域はもとより県の大切な宝であるユネスコ無形文化遺産を守るため、より充実した文化財保存事業を推進する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H28年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
① 国庫補助事業継足し補助累計執行額	0千円	27,000千円	27,000千円

	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (要求)
補助金交付実績	6,000千円	6,000千円	6,000千円	(予算額) 6,000千円	(要求額) 3,000千円
指標①目標	30,000千円	30,000千円	30,000千円	30,000千円	27,000千円
指標①実績	5,726千円	11,227千円	16,899千円	(推計値) 22,899千円	(推計値) 25,899千円
指標①達成率	19.1%	37.4%	56.3%	(推計値) 76.3%	(推計値) 95.9%

(前年度の成果)

・ 29年度から開始した本事業により、市や保存会と連携し屋台等の修理内容を精査して実施し、保存・修理事業を開始することができた。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

現在は、3つの祭り全てにおいて有識者等による修理委員会または同様の機能をもつ組織が設置され、修理方針等を検討した上で重要無形民俗文化財の施設・用具の修理事業等を実施している。それぞれ保存修理の中長期計画を立案中であり、3つの祭り全てにおいて大規模な国庫補助事業が採択された場合については、文化財所有者及び市町村の文化財保護に係る負担が増加するため、本事業の事業費拡大や県負担・補助率の見直しの検討が必要となる。

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い      △：必要性が低い

(評価)      ユネスコ無形文化遺産の適切な保存・活用を図るため、無形文化遺産保存修理事業費補助金事業の必要性は高い。  
○

・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている  
△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)      無形文化遺産保存修理事業費補助金事業を実施することで、文化財保存・修理等にかかる所有者等の負担を軽減できる。  
○

・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている      △：向上の余地がある

(評価)      文化財所有者や市町村担当者との密接な連携をもつことにより、文化財の現状・修理の優先度を把握し、修理に向けた見通しを持ち、より効率的な事業が行なわれている。  
○

(事業の見直し検討)

--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

**継続**・削減・統合・廃止

(理由) 文化財は時とともに劣化していく宿命にあるため、保存・修理事業は絶え間なく続けなければならない。よって本事業は継続していく必要がある。